

無線LANサービスに関する 法的課題

英知法律事務所
弁護士 森 亮二



目次

- サービス事業者の課題－法的責任の可能性
 - 適正なセキュリティレベルの確保
 - ユーザーに対するセキュリティの説明
 - ユーザー情報の取扱いとプライバシー

- サービス環境全体に関する課題
 - 電気通信事業参入マニュアルの改訂
 - ユーザー向けガイドライン「安心して無線LANを利用するために」の改訂
 - 自宅ルーターを第三者に提供することと、一般ユーザー向けのブロードバンド・インターネット接続契約における第三者利用の禁止

適切なセキュリティレベルの確保

適切なセキュリティレベルの確保①

公衆無線
LANを想定

- サービス提供者には、「適切なレベル」のセキュリティが求められる。



- 使用目的上、接続機器を特定できないなどのやむを得ない事情により、セキュリティレベルを下げざるを得ない場合でも、その制約の下での「適切なレベル」は求められる。



- 「適切なレベル」に達しないと評価される場合には、ユーザーの情報漏えい等による損害について責任を問われる可能性がある。



- そんな義務があることを契約書・利用規約に書いてない！



- 一般に、契約の一方当事者は相手方に対して信義則上の付随義務として保護義務を負うと解されており、相手方の生命、身体、財産等の権利を侵害しないことが契約の内容に含まれる。

適切なセキュリティレベルの確保②

- 「適切なレベル」に達しないと評価される場合には、情報漏えい等についてのユーザーの損害について責任を問われる可能性がある。



- そもそも誰でも接続できるので契約・利用規約がない！



- 契約書や利用規約がなくても、黙示の合意によって、契約が成立したとみなされる場合はある。また、契約の存在が認められない場合でも不法行為責任が生じる可能性は残る。

適切なセキュリティレベルの確保③

- 「適切なレベル」に達しないと評価される場合には、情報漏えい等についてのユーザーの損害について責任を問われる可能性がある。



- 契約責任だか、不法行為責任だか知らないが、「免責条項」を置いてあるので大丈夫！



一切責任を負いません

- 消費者契約法によって無効とされる可能性あり。

第8条 次に掲げる消費者契約の条項は、無効とする。

- ① 事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項
- ② 事業者の債務不履行(当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。)により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項

適切なセキュリティレベルの確保④

- 何が「適切なレベル」かは、難しい問題。



- 「技術的に可能な限り高いレベル」のようなものになることは考え難く、様々な事情を考慮して、practically possible(運用上可能なレベル)が導かれるのではと推測します。



- 「他の多くはこのレベル止まり」ということは、考慮はされるが、多くがやっていることによって必ずセーフになるとは限らないことにご注意。



- 公的な指針や業界ガイドラインは一つの基準になる。

ユーザーに対するセキュリティの説明



ユーザーに対するセキュリティの説明

- ◆ 適切な説明があれば、必要なセキュリティの設定をしたのに、説明がなかった。
- ◆ 適切な説明があれば、ここでわざわざ重要な情報の送信をしなかったのに、説明がなかった。

...のような形で責任を問われることはあり得る。

- 法的根拠については、前記とまったく同じ。

ユーザー情報の取扱いと プライバシー

ユーザー情報の取扱い①

公衆無線
LANを想定

- 無線LANサービスの提供を通じて取得したユーザーの情報の取扱いについては、取扱いのポリシーを定めて公表すべき。みだりに第三者提供や網羅的な情報収集をすべきではない。



- 個人情報ではないから大丈夫！



- 手元で個人情報でなくても(個人識別性がなくても)、IDなどの識別情報によって、提供先で個人情報となる可能性はある。



- その点を無視できるとして(個人情報にはならないとして)も、権利侵害(プライバシー侵害)となる可能性は払しょくできない。

ユーザー情報の取扱い②

- 無線LANサービスの提供を通じて取得したユーザーの情報の取扱いについては、取扱いのポリシーを定めて公表すべき。みだりに第三者提供や網羅的な情報収集をすべきではない。



- 収集はするけど第三者提供も公表もしないから大丈夫！

プライバシー権とは、
個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない権利をいう。



- 情報の収集・内部的な利用をプライバシー権侵害とした裁判例あり。

☞ 客室乗務員DB事件 東京地判平成22年10月28日

客室乗務員DB①

◆ 客室乗務員DB事件(東京地判平成22年10月28日)

航空会社が客室乗務員の詳細なDBを作成しているとして週刊誌などでも報道された事件

【公表型と情報収集型の関係について】

第三者に知られたくない個人に関する情報がみだりに開示又は公表されないことは、人格的自律ないし私生活上の平穩を維持するという利益にかかわるものとして、法的保護の対象となると解される(中略)。そして、第三者に知られたくない個人に関する情報をみだりに開示又は公表されないという利益が法的保護の対象となることの一環として、当該個人に関する情報をみだりに収集されないという利益、収集された当該個人に関する情報をみだりに保管されないという利益、及び、当該個人に関する情報をみだりに開示又は公表されないだけでなくみだりにその他の使用もされないという利益も法的保護の対象となると解するのが相当である。

客室乗務員DB②

【対象情報】

第三者に知られたくない個人に関する情報(以下「プライバシー情報」という)

【違法性の判断基準】

プライバシー情報が一般人の感受性を基準にして人格的自律ないし私生活上の平穏を害する態様で収集、保管又は使用された場合には、そのプライバシー情報の収集、保管又は使用はプライバシーを侵害する違法なものというべきである。

客室乗務員DB③

- 判決は、「プライバシー情報」の**収集**について、本人の**同意**があれば適法であるとする。

プライバシー情報の**収集**について、本人の同意がある場合や、収集方法等に照らして定型的に推定的同意があると認められる場合には、人格的自律ないし私生活上の平穩を害する態様で**収集**されたということとはできない。

- また、**同意**がなくても**正当な目的**による**収集**であれば違法性が阻却されるとする。

本件原告ら各情報のうち原告ら**がその収集について同意したと認められないものについても**、被告組合が**正当な目的に基づいて収集したと認められる場合には**、プライバシー侵害について違法性が阻却される場合があると解するのが相当である。

客室乗務員DB④

- 判決は、「プライバシー情報」の**保管**については、**同意があれば適法**（収集の同意があれば保管の同意も推定される）だが、**情報流出についての十分な措置をとらずに保管することは、同意の範囲を超えるので違法**。
- また、**使用**については、**同意があれば適法**（収集の同意がないものは使用の同意もない）収集の同意があっても**外部に提供することは違法**とする。

ご清聴ありがとうございました